訂 正 内 容

議案第6号

八幡浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案書35ページ 第18条の改正規定

【訂正前】

(勤務1時間当たりの給与額)

第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額並びに規則で定める手当について規則で定める額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及び 規則で定める手当について規則で定める額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

 \downarrow

【訂正後】

(勤務1時間当たりの給与額)

第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当(第11条の3に規定する地域手当に限る。第19条第4項及び第5項並びに第19条の4第2項第1号及び第3項において同じ。)の月額並びに規則で定める手当について規則で定める額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第18条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月 額<mark>及び</mark>

_規則で定める手当

について規則で定める額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間を減じたもので除して得た額とする。

部分を追加するもの